

令和5年12月20日

国立大学法人群馬大学
学長 石崎 泰樹 殿

群馬大学医学部附属病院監査委員会

令和5年度第1回国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会の結果報告について

国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき、下記のとおり監査を実施しましたので報告します。

I. 監査の時期

令和5年10月12日（木）13:58～16:25

II. 監査の会場

群馬大学医学部共用施設棟2階 病院大会議室

III. 監査の方法

管理者及び医療安全管理責任者等からの説明聴取及び資料閲覧並びに現場視察等の方法により、監査を実施した。

IV. 監査委員

委員長 児玉 安司
委員 天野 慎介（欠席）
委員 神谷 恵子
委員 川原 武男
委員 相馬 孝博
委員 中屋 光雄 （委員は五十音順）

V. 監査事項

以下の事項について、病院から主に次の説明を受け、確認を行った。

1 医療安全に係る業務の状況について

(1) 医療業務安全管理委員会

・医療事故防止専門委員会の目的及び年間活動目標

医療事故防止専門委員会は、医療事故防止マニュアルの作成並びにインシデント・アクシデントについてディスカッションを行い次への対応へ繋げるなどを行っている会議であること、委員会では年間活動目標を掲げて委員の意識向上を図っていることの説明があった。

・画像診断・病理診断報告書の未読状況

画像診断・病理診断書の未読防止のため、医療の質・安全管理部を中心に1次監査、2次監査を行い、各診療科を支援して未読率が改善されていることの説明があった。

(2) 医療安全管理部門

・医療安全週間

世界患者安全の日を含む、あるいは近い1週間を医療安全週間としていること、今年度は「対話で深める患者参加の医療安全」をテーマに掲げて医療安全講演会や各部署等で行っている安全取組のポスターの展示等を行ったことの説明があった。

(3) 各責任者等

○医療安全管理責任者

・患者参加型医療推進委員会

患者参加型医療推進委員会では、カルテ等の診療情報の共有やインフォームド・コンセントの録音などについて議論しており、これらのさらなる推進を検討していることの説明があった。

・医療事故調査事例の概要

予期せぬ死亡あるいは重大な障害があった場合には事例対応会議が開かれ、医療事故調査委員会を立ち上げる必要があるかを判断し、調査委員会が立ち上がった場合には2から3名の外部委員に入ってもらい調査及び報告書を作成していること、並びに個別事例の概要の説明があった。

○医薬品安全管理責任者

・医薬品安全管理責任者の業務実施状況

医薬品安全使用のための業務手順書及び手順書に基づく業務実施の確認を行っていること、研修をe-learningで行っていること、月に1回当院のインシデントも反映させたDIニュースを周知していること、医薬品の副作用発現事例をPMDAに報告していること、公知申請又はガイドラインで記載されているが適応外使用に相当するものについて、専門グループで検討し判断していることの説明があった。

○医療機器安全管理責任者

・10年以上経過機器等の現況調査

医療機器管理の一元化プロジェクトとして、院内の医療機器について使用状況等を一つ一つ確認をして医療安全に繋げていることの説明があった。

○高難度新規医療技術・未承認新規医薬品

・高難度新規医療技術等審査状況

臨床倫理委員会専門委員会で高難度新規医療技術、保険適用外医療行為、ハイリスクな医療行為等（保険適用内）、倫理審査事例について審査をしていること及びその審査状況の説明があった。加えて、個別事例において、各科合同チームを作り、情報交換を密にして解決したケースの紹介があった。

2 院内視察

・医療の質・安全管理部（スターサーチプロジェクト・患者カルテ共有・IC録音）

・マイナンバーカード受付（説明のみ）

・誓いの碑（噴水広場）・碑文（臨床講堂）

医療の質・安全管理部において、電子カルテ画面を見ながら画像診断・病理診断書の未読防止取組及び患者さんとのカルテ共有、IC録音がどのように行っているか説明があった。

また、マイナンバーカードの受付状況及び推進のために、体制を強化したことの説明があった。

噴水広場において誓いの碑、臨床講堂において碑文の視察を行った。

3 その他

・多職種人材育成のための医療安全教育センター

医療安全教育手法に基づく多職種人材育成共同利用拠点に認定され、多職種人材育成のための医療安全教育センターを設置して多職種人材育成を進めていく準備をしていることの説明があった。

VI. 監査の講評・意見

群馬大学医学部附属病院における、医療安全に係る業務の状況について、各責任者から報告を受けた結果、その業務が適切に行われているものと認められる。

なお、以下について講評及び意見とする。

- ① 医療業務安全管理委員会では、専門委員会を設置してインシデント報告を多職種で議論し分析を行うとともに行動目標を掲げるなど、医療事故の防止のための検討が行われていることを確認した。

また、画像診断報告書の未読対策さらに病理診断報告書についても、システムの画面を確認し引き続き確認体制が整えられていることを確認した。

- ② 医療安全管理部門については、世界患者安全の日に合わせて、実施している医療安全週間について説明を受け、医療安全に対する意識の向上に努めていることを確認した。

また、臨床教育の全般にわたって医療安全管理部門が非常に大きな役割を果たしているということも委員会として確認した。

このため、医療安全管理部門本体の業務の整理や各診療科及び各診療科のリスクマネージャーとの業務分担の問題について課題があることを感じており、医療安全管理部門の強化と支援及び業務と人員のバランスについて一層の検討をお願いしたい。

- ③ 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の活動状況及び高難度新規医療技術等の審査状況の説明を受け、各体制が適切に活動していることを確認した。

患者さんとのカルテの共有や患者さんのカンファレンスへの参加など、他院と比して、先行して行われている患者参加型医療について多くの課題があるが、引き続き努力され発展されることに期待をしたい。

また、厳しい予算制約のある中ではあるが、老朽化ないし経年劣化の著しい機器について大学や関係各所との協議を進めながら一層の更新改善の努力をこの委員会としても応援支援したい。

- ④ 教育関係共同利用拠点として認定された「医療安全教育手法に基づく多職種人材育成共同利用拠点」での多職種人材育成というのは、今後の医療のあり方を左右する極めて重要な課題であると考えられることから、その拠点としての発展が一層望まれる。

また、大学病院が県全体の地域医療の課題を解決していくうえで、中核的な役割を果たすことに鑑みその機能の強化と他の医療・介護施設等との連携を一層強化していただきたい。

以 上